

議会改革検討協議会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 これまでの議会改革の取組をさらに推進することとし、議会活動の充実強化のための改革に関する協議を行うため、議会改革検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

（検討協議会の位置付け）

第2条 検討協議会は、県議会議長の諮問機関とする。

（検討協議事項）

第3条 検討協議会の検討協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 県議会議長から諮問された議会活動の充実強化のための改革に関すること。
- (2) 検討協議会で決定した議会活動の充実強化のための改革に関すること。

（組織）

第4条 検討協議会は、委員11人以内をもって組織する。

- 2 各会派への委員の割当は、自由民主党7人、公明党1人、やまぐち県政会1人、日本共産党1人、一人会派の中から1人とする。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第6条 検討協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第7条 検討協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともにいないときは、県議会議長が検討協議会の招集日及び場所を定めて、会長の互選を行わせる。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。ただし、互選による会長及び副会長を定めるための会議の議長は、年長の委員をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員に事故等があるときは、その委員の属する会派は代理を出席させることができる。

（答申）

第8条 会長は、検討協議会の検討協議結果を県議会議長に答申する。

（庶務）

第9条 検討協議会の庶務は、議会事務局政務企画室において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討協議会の運営について必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月26日から施行する。